入所施設案

**原子力災害避難計画（作成例）第12条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について【例】**

**施設名：社会福祉法人　○○会　　障害者支援施設□□□**

**平成　年　月　日作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 具体的内容 | 備考 |
| 避難場所 | 障害者支援施設：社会福祉法人△△△　△△△園（松山市△△）障害者支援施設：社会福祉法人▽▽▽　▽▽▽園（松山市▽▽）障害児入所施設：社会福祉法人◇◇◇　◇◇◇園（松山市◇◇） |  |
| 避難経路 | 【経路１】国道378号（長浜・双海経由）　→　国道56号　 →　松山市内【経路２】国道197号（夜昼トンネル経由）→　国道56号　 →　松山市内【経路３】　　　　　〃　　　　　　　　　→　松山自動車道　→　松山市内 | ●●市（町）避難行動計画（平成○年○月）の避難経路による |
| 避難時の責任者とその役割 | 施設長が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。　１　市（町）災害対策本部から警戒事態が発出されれば、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。非番職員に参集を求め、自家用車を確保する。非常時持ち出し品を準備する。　２　広域避難に備え、避難手段を確保し、やむを得ず車が不足する場合は、市（町）及び県に応援要請を行う。　３　市（町）災害対策本部から避難指示が発出されれば、施設車両や職員の自家用車等で、上記避難経路により松山市内へ移動する。 | 施設長不在時は○○が責任者となる。班体制及び役割分担表は別紙のとおり。 |
| 避難手段及び避難方法 | 入所者及び職員は、施設車両及び職員の自家用車に分乗して避難する。　施設車両　　　福祉車輛○○○○　　定員　　人　　乗用車○○○○　　　定員　人職員自家用車　○○○○　　　　　　定員　　人　　　不足○人分の避難用車両については、市(町)及び県に応援要請を行う。 |  |
| 緊急時連絡体制 | 職員間の緊急連絡網及び関係機関連絡表を作成する。 |  |

共同生活援助

短期入所　　　案

**原子力災害避難計画（作成例）第12条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について【例】**

**施設名：社会福祉法人　○○会　　共同生活援助事業所□□□**

**平成　年　月　日作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 具体的内容 | 備考 |
| 避難場所 | ○○集会所（○○市○○）電話000-000-000○○小学校（○○市○○）電話000-000-000 | ●●市（町）避難行動計画（平成○年○月）で定める避難所。 |
| 避難経路 | ○○を通り、○○を経由して、○○集会所（小学校）へ | ●●市（町）避難行動計画（平成○年○月）の避難経路による |
| 避難時の責任者とその役割 | 管理者が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。　１　市（町）災害対策本部から警戒事態が発出されれば、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。非常時持ち出し品を準備する。　　　家族と連絡を取り、迎えに来てもらう手配を行う。　２　家族への引き渡し等ができないまま、市（町）災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は施設利用者とともに、市（町）が指定する一時集結所（集会所）に移動する必要があることから、市（町）の指定する避難所及び避難経路を確認しておく。 | 管理者不在時は○○が責任者となる。班体制及び役割分担表は別紙のとおり。 |
| 避難手段及び避難方法 | 原則、徒歩（車椅子等含む）歩行不可能な場合は、施設車両及び職員の自家用車に分乗して避難する。 |  |
| 緊急時連絡体制 | 職員間の緊急連絡網及び関係機関連絡表を作成する。 |  |